

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

告 示

- 救急病院等を定める省令により救急病院を認定した件
- 大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件
- 土地改良区の解散を認可した件
- 肥料の登録の有効期間を更新した件
- 福島県教育委員会
- 福島県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

告 示

福島県告示第四十号
 救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を平成三十年一月十七日救急病院として認定した。
 平成三十年一月二十六日

名称	所在地	福島県知事	内堀雅雄
独立行政法人地域医療機能推進機構二本松病院	二本松市成田町一―五五三	認定有効期限	平成三十三年一月一六日

（地域医療課）

福島県告示第四十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成三十年一月二十六日から同年二月二十六日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及びいわき市産業

振興部商業労政課に備え置いて縦覧に供する。
 平成三十年一月二十六日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地（仮称）イオンモールいわき小名浜 福島県いわき市いわき都市計画小名浜港背後地震災復興土地区画整理事業地内（街区番号二符合一、二、三、四 街区番号一符号一―一、一―二）
 - 二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要
- （商業まちづくり課）

福島県告示第四十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十七条第二項の規定により、小川町土地改良区から申請のあった土地改良区の解散について、平成三十年一月十八日認可した。
 平成三十年一月二十六日

福島県知事 内堀雅雄
 （農村計画課）

公 告

公告第十二号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定により、肥料の登録の有効期間を次のとおり更新した。
 平成三十年一月二十六日

福島県知事 内堀雅雄

登録番号 (福島県)	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)		その他 の規格	氏名又は 名称	住所	更新し た登録 の有効 期限
			ア	ルカリ分				
822	炭酸カルシウム肥料	ピタカルシウム	50.5		その他制限事項は、公定規格のとおり。	ロイヤルグリーンズ株式会社	東京都江戸川区本町一丁目	平成36年2月19日

